

○南魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則

平成29年9月29日

規則第25号

改正 平成30年3月26日規則第8号

南魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則（平成17年南魚沼市規則第72号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南魚沼市地下水の採取に関する条例（平成29年南魚沼市条例
第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（井戸の設置等許可の申請）

第2条 条例第9条第1項の規定による許可申請を行う者は、次に掲げる書類を添付
して井戸設置等許可申請書（様式第1号）を市長に2部提出しなければならない。

- (1) 土地地番図の写し
 - (2) 消雪用井戸にあつては、建築面積又は水平投影面積を確認することができる平
面図等
 - (3) 産業用井戸にあつては、地下水使用量の算出根拠資料
 - (4) 主要配管の系統図
 - (5) 井戸の構造図
 - (6) 井戸設置場所の案内図
 - (7) 申請者と井戸設置場所の土地所有者が異なる場合は、権利関係を確認すること
ができる書面
 - (8) 井戸設置場所の地目が農地の場合は、農地転用許可証の写し
 - (9) 南魚沼市地下水対策委員会（以下「対策委員会」という。）の審議に係る申請
においては理由書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （平30規則8・一部改正）
（消雪面積及び許可水量に関する基準）

第3条 条例別表第2に定める消雪面積の算出方法は、建築物について水平投影面積を基準とする場合は、次の表のとおりとする。

対象箇所	規制区域	消雪面積（平方メートル）
住宅用地内の建築物	重点区域	水平投影面積×1.2
	その他区域	水平投影面積×1.5
事業所用地内の建築物	重点区域	水平投影面積×1.0
	その他区域	

2 条例別表第2に定めのない消雪面積の許可水量の算出方法は、当該消雪面積に1平方メートル当たり必要散水量0.45リットル/分を乗じるものとする。

（平30規則8・追加）

（設置以外の許可に関する基準）

第4条 条例第10条第2項に規定する許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第3号に係る許可の基準は、条例第8条の規定に基づく基準及び条例第10条第1項に定める基準を満たしていること。
- (2) 条例第9条第1項第4号に係る許可の基準は、変更後の当該井戸の構造が条例第10条第1項に定める基準を満たしていること。
- (3) 条例第9条第1項第5号に係る許可の基準は、次のとおりとする。

ア 平成29年10月1日以降に許可された井戸については、当該井戸の許可内容と相違が無く、かつ、構造及び揚水機に変更がないこと。

イ 平成29年9月30日以前に設置した井戸については、当該井戸の許可内容を超えない井戸であり、かつ、当該井戸の構造及び揚水機に変更がないこと。

ウ 平成29年9月30日以前に設置した井戸で、許可内容を超える構造又は揚水機の設置が確認された場合については、条例第8条の規定に基づく基準及び条例第10条第1項に定める基準を満たしていること。

（平30規則8・旧第3条線下）

（市長が別に定める道路）

第5条 条例第10条第3項第3号に規定する市長が別に定める道路は、次のとおり

とする。

(1) 南魚沼市認定外道路整備事業補助金交付要綱(平成16年南魚沼市告示第92号)の規定による補助対象となる道路であって、市長が特に必要と認めたもの

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路であって、市長が特に必要と認めたもの

(平30規則8・旧第4条繰下)

(対策委員会への諮問)

第6条 条例第11条の規定による対策委員会に諮問する許可申請は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条第1項第2号又は第3号に規定する基準を超える許可申請

(2) 条例第32条に規定する共同設置井戸(以下「共同設置井戸」という。)の許可申請であって、条例第10条第1項第1号又は第2号に規定する基準を超える許可申請

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、産業用井戸であって条例第9条第1項第1号の規定による許可申請のうち次に掲げるものは、対策委員会に諮問することができる。

(1) 重点区域に条例第10条第1項第3号に規定する基準を超える井戸を設置するものであって、揚水機の吐出口径が100ミリメートルを超えない場合かつ同一用地内に複数本の井戸を設置しない場合

(2) 既設井戸の掘り替えであって、当該井戸の許可内容を超えない井戸を設置する場合

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、その他区域の消雪用井戸に係る条例第9条第1項第2号の規定による許可申請であって、従前の揚水機の能力を超えない揚水機を設置する場合は、対策委員会に諮問せずに許可又は不許可の決定をすることができる。

(平30規則8・旧第5条繰下)

(表示板)

第7条 条例第12条第4項に規定する表示板（以下「表示板」という。）の様式は、様式第2号のとおりとする。

（平30規則8・旧第6条繰下）

（廃止届）

第8条 条例第14条の規定により既設井戸を廃止した者は、井戸の廃止届（様式第3号）に当該井戸の廃止状況を確認できる写真を添付して、市長に届け出なければならない。

（平30規則8・旧第7条繰下）

（施工業者の登録申請）

第9条 条例第18条第1項の規定による登録を受けようとする者は、井戸施工業者登録申請書（様式第4号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第18条第2項第3号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 法人にあつては定款及び登記簿謄本、個人にあつては住民票の写し

（平30規則8・旧第8条繰下）

（登録の決定等）

第10条 市長は、条例第18条第1項本文の規定による申請が同条第2項各号に規定する基準に適合していると認めるときは、申請書を受理した日から7日以内に登録の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、登録台帳に登載し、その者に井戸施工業者登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付する。
- 3 登録証の有効期間は、4年以内とする。
- 4 登録証の交付を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、事業を廃止したとき、又は条例第19条の規定による登録の取消しを受けたときは、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。

（平30規則8・旧第9条繰下）

(登録事項の変更)

第11条 登録事業者は、登録した事項に変更があったときは、登録事項変更届（様式第6号）に次の表に規定する書類を添付して、当該変更が生じた日から30日以内に市長に届け出なければならない。

変更する項目	添付する書類
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	法人にあっては定款の写し及び登記簿謄本、個人にあっては住民票の写し
法人にあっては役員の氏名	条例第18条第2項第3号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
さく井技能士の氏名又は当該技術者が交付を受けた免状の番号等	技能検定合格証書の写し又は3年以上の井戸工事の実績を有していることを証明する書類

2 登録事業者は、事業を廃止、休止又は再開したときは、当該廃止若しくは休止の日から30日以内に、又は当該再開の日から10日以内に、事業変更届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(平30規則8・旧第10条繰下)

(登録の更新)

第12条 登録事業者は、第10条第3項の規定に基づく登録証の有効期間の満了日の1か月前から登録の更新の申請を行うことができる。

2 前項の申請をしようとする者は、登録申請書及び第9条第1号の規定による誓約書を市長に提出しなければならない。

(平30規則8・旧第11条繰下・一部改正)

(施工業者変更届)

第13条 条例第12条第1項又は第2項の規定による許可の決定を受けた者は、条例第20条第2項の規定により井戸の施工業者が変更となる場合は、工事着手前に施工業者変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(平30規則8・旧第12条繰下)

(工事の検査)

第14条 条例第22条第1項に規定する検査を受けようとする者は、検査希望日の前日の正午までに井戸設置等検査届(様式第9号)に次に掲げる図書等を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 土質柱状図
- (2) 井戸掘削の状況及び汚泥等の処理状況を把握できる工事中の写真
- (3) 設置する揚水機及び当該揚水機の銘板の写真
- (4) 重点区域にあつては、ストレーナー及びケーシングの組立写真

2 検査の日は、原則として毎週火曜日及び木曜日とする。ただし、緊急を要する正当な理由が認められる場合は、この限りでない。

3 検査の項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 井戸設置位置
- (2) 井戸深度
- (3) 地下水位
- (4) ケーシング
- (5) 揚水機
- (6) 揚水管
- (7) 消雪用井戸にあつては降雪検知器
- (8) 重点区域にあつてはストレーナーの設置位置

(平30規則8・旧第13条繰下)

(辞退届)

第15条 条例第25条の規定により井戸の設置工事等を取りやめる者は、井戸設置等辞退届(様式第10号)に井戸設置等許可証及び表示板を添付して、市長に届け出なければならない。

(平30規則8・旧第14条繰下)

(承継届)

第16条 条例第26条第3項の規定により井戸を承継した者は、井戸の承継届（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

（平30規則8・旧第15条繰下）

（地下水利用監視員）

第17条 条例第27条の規定により設置する地下水利用監視員（以下「監視員」という。）の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 監視員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地下水利用状況の巡視
- (2) 地下水採取設備等への立入検査
- (3) 不適切な散水をしている者に対する節水指導及び勧告
- (4) 適切な地下水利用の啓発

（平30規則8・旧第16条繰下）

（地下水利用監視補助員）

第18条 条例第30条の規定により設置する南魚沼市地下水利用監視補助員（以下「監視補助員」という。）の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 監視補助員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地下水利用状況の巡視及び監視員への報告
- (2) 適切な地下水利用の啓発
- (3) その他監視員の補助のために必要な職務

（平30規則8・旧第17条繰下）

（地盤沈下警報等の発令基準）

第19条 条例第31条の規定による市の観測数値の基準（以下「基準値」という。）は、毎年度11月30日の地下水位とする。ただし、当該日より前に降雪があった場合は、この限りでない。

2 条例第31条の規定による注意報又は警報の発令基準は、次のとおりとする。

- (1) 注意報 地下水位が基準値から10メートル以上低下し、継続して低下するおそれがある場合

(2) 警報 地下水位が基準値から15メートル以上低下し、継続して低下するおそれがある場合

(平30規則8・旧第18条繰下)

(共同設置井戸)

第20条 共同設置井戸を設置しようとする者は、当該井戸の設置に係る関係者において、あらかじめ当該井戸の設置、運転に関する費用負担、権利の得喪及び承継等必要な事項について協定又は契約等を締結しなければならない。

2 共同設置井戸を設置しようとする者が、条例第9条第1項の規定に基づく許可申請を行うときは、前項の規定に基づく協定書又は契約書等を添付しなければならない。

3 条例第32条第4項の規定に基づき、共同設置井戸の申請者が公共物（南魚沼市公共物管理条例（平成16年南魚沼市条例第160号）第2条に定める公共物をいう。以下同じ。）の中に当該井戸を設置しようとするときは、あらかじめ当該公共物の管理者と協議しその承認を得なければならない。この場合において、共同設置井戸を設置しようとする者が、条例第9条第1項の規定に基づく許可申請を行うときは、当該井戸設置に係る承認を得たことを証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定による協定又は契約等の内容について変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平30規則8・旧第19条繰下)

(降雪検知器等)

第21条 条例第33条に規定する降雪検知器等は、次に掲げるものとする。

- (1) 間欠運転機能を有する降雪検知器
- (2) インバーター制御機能を有する降雪検知器
- (3) 切りタイマー機能を有する機器

2 条例別表第4及び第5に定める降雪検知器等は、前項第1号及び第2号とする。

(平30規則8・旧第20条繰下)

(工事等に係る仮設井戸等)

第22条 工事等に係る仮設井戸等(消雪に用いないもの。以下同じ。)を設置する場合は、条例第9条第1項の規定による申請は要しないものとする。この場合において、当該工事等が終了したときは速やかに当該仮設井戸等を撤去しなければならない。

(平成30規則8・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(登録事業者に関する経過措置)

2 改正前の南魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則第7条の規定による登録証の交付を受けた者は、改正後の南魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則第9条の規定に基づく登録事業者とみなす。この場合において、登録証の有効期限は、当該登録証に記載された有効期限とする。

附 則(平成30年3月26日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第2条関係)

井戸設置等許可申請書

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第9条第1項の規定により、井戸の設置等について申請します。

1 申請区分	<input type="checkbox"/> 設置許可			<input type="checkbox"/> 変更許可			<input type="checkbox"/> 洗浄改修許可		
2 井戸の設置場所及び土地の所有者	井戸の設置場所	南魚沼市 (行政区:)							
	土地の所有者								
3 井戸の設置等をする施設の名称等	<input type="checkbox"/> 住 宅			<input type="checkbox"/> 建物名 ()					
	<input type="checkbox"/> 事業所名 ()			<input type="checkbox"/> その他 ()					
4 施工業者名等(代理申請者)	住 所								
	業 者 名	㊟							
	電 話 番 号								
5 規制区域	<input type="checkbox"/> 重点区域			<input type="checkbox"/> その他区域					
6 井戸の構造等 ()内は変更前の構造	掘削深度	m ()	ケーシング口径	φ	mm ()				
	ストレーナー位置	m ~ m							
	吐出口径	φ	mm ()	出力	kw ()				
	最大吐出量	ℓ/分		全揚程	m				
7 降雪検知器の仕様(消雪用の場合)	名 称								
	型 番								
8 使用区分	<input type="checkbox"/> 消雪用			<input type="checkbox"/> 産業用(用途:)					
9 井戸を必要とする具体的な理由及び使用方法・その他特記事項									

井戸設置等許可証

上記申請を次のとおり許可する。

年 月 日

南魚沼市長 ㊟

1 許可番号	年度 南地水第 号
2 許可条件	申請者は、市の立入検査の要請があった場合には、これに協力しなければならない。 その他の許可条件は、別紙記載のとおりとする。
3 教示事項	(1) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南魚沼市長に対し審査請求をすることができます。 (2) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、南魚沼市長を被告(訴訟においては南魚沼市長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取り消しの訴えを提起することができます。

(裏)

10 同一敷地内における他の井戸の有無及びその本数							
井戸の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		井戸の本数	本			
11 他の井戸の構造等（記載欄不足の場合は、別紙に記載のこと。）							
	深 度	ケーシング	ストレーナー位置	吐 出 口 径	出 力	設 置 年	揚水機の種類
①	m	φ mm	m～ m	φ mm	k w		
②	m	φ mm	m～ m	φ mm	k w		
③	m	φ mm	m～ m	φ mm	k w		
12 井戸の新規設置に伴い廃止する井戸							
13 地下水に替えて他の水源の確保、他の方法による処理が困難であることの具体的説明							
14 節水対策の実施状況又は計画							
15 施工に関する事項							
工事着手予定年月日							
工事完了予定年月日							
汚泥・排水等の処理方法及び周辺環境の保全計画							
16 地下水の使用量に関する事項							
消 雪 面 積	住宅用地の建物			㎡			
	事業所用地内の建築物			㎡			
	駐車場及び事業所用地内の建築物を除く範囲			㎡			
	その他必要な面積			㎡			
	合計			㎡			
許 可 水 量	消雪用			ℓ/分			
	産業用			ℓ/分			
1日当たりの使用量		㎡		1日当たりの使用時間		時間	

備考 申請者は、条例で定める消雪面積及び許可水量の算出方法を確認して申請を行うこと。

添付書類

- 1 土地地番図の写し
- 2 消雪用井戸にあつては、建築面積又は水平投影面積を確認することができる平面図等
- 3 産業用井戸にあつては、地下水使用量の算出根拠資料
- 4 主要配管の系統図
- 5 井戸の構造図
- 6 井戸設置場所の案内図
- 7 申請者と井戸設置場所の土地所有者が異なる場合は、権利関係を確認することができる書面
- 8 井戸設置場所の地目が農地の場合は、農地転用許可証の写し
- 9 南魚沼市地下水対策委員会の審議に係る申請においては理由書
- 10 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

井戸設置 洗浄改修許可済証	
許可番号	南地水第 号
許可年月日	年 月 日
設置者	
施工業者	
井戸深度	m
ケーシング径	φ mm
ポンプ出力	kW
吐出口径	φ mm
南魚沼市長	

様式第3号（第8条関係）

井戸の廃止届

年 月 日

（あて先）南魚沼市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第14条の規定により、井戸の廃止について届け出ます。

許可番号	年度 南地水第 号		
設置場所	南魚沼市		
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 建物名（ ） <input type="checkbox"/> 事業所名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
所有者	住 所		
	氏 名		
規制区域	<input type="checkbox"/> 重点区域 <input type="checkbox"/> その他区域		
井戸の明細	揚水機の種類	<input type="checkbox"/> 水中式 <input type="checkbox"/> 地上式 <input type="checkbox"/> 熱交換式	
	掘削深度	m	全揚程 m
	吐出口径	φ mm	ケーシング口径 φ mm
	最大吐出量	ℓ/分	揚水機出力 kw
	ストレーナーの位置	m ~ m	
	主たる目的	<input type="checkbox"/> 消雪用 <input type="checkbox"/> 飲用 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
廃止の理由		
廃止年月日	年 月 日		

添付書類 廃止前後の現場写真

(表)

様式第4号(第9条関係)

井戸施工業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第18条第1項の規定による井戸施工業者の登録を受けたいので、同条例施行規則第9条の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏)

南魚沼市の区域で井戸工事を行う事業所の名称及び電話番号	
電話番号: — —	
上記事業所の所在地	
〒 —	
上記事業所におけるさく井技能士の氏名	さく井技能士の種別及び合格番号
※さく井技能士を有しない場合は、事業の実績を明らかにする書類を添付すること	

備考 申請者は、規則で定める提出書類を確認し添付して提出すること。

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式	数 量	備 考

※井戸工事等に直接関係のないものは記入を要しない。

様式第5号（第10条関係）

南地水（業）第 号

井戸施工業者 登録証

- 1 氏名又は
名 称
- 2 住 所
- 3 有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

南魚沼市地下水の採取に関する条例第18条第1項の規定に基づき、上記のとおり井戸施工業者の登録を受けていることを証する。

年 月 日

南魚沼市長 印

様式第6号(第11条関係)

登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

届出者 住 所

氏名又は名称

代表者氏名

㊟

登録番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、下記事項について変更があったので届け出ます。

(1) 事業所の名称及び所在地の変更

変更前	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	電話番号	
変更後	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	電話番号	

(2) 氏名又は代表者の変更

変更前	
変更後	

(3) 役員の変更

変更前				
変更後				

(4) さく井技能士の変更

	氏 名	合 格 番 号	氏 名	合 格 番 号
変更前				
変更後				

- 備考 1 変更のあった日から30日以内に提出のこと。
2 変更に係る項目のみ記載のこと。
3 届出者は、規則で定める添付書類を確認して届け出ること。

様式第7号 (第11条関係)

事業変更届

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

届出者 住 所

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

登録番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、事業の変更(廃止・休止・再開)をしたので、下記のとおり届け出ます。

事業所の名称 代表者名	
事業所の所在地	〒 ー
電話番号	
事業を変更した日	年 月 日

- 備考 1 井戸事業を廃止し、又は休止した場合は、30日以内に届け出ること。
2 井戸事業を再開したときは、再開した日から10日以内に届け出ること。

様式第8号 (第13条関係)

施 工 業 者 変 更 届

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

届出者 住 所

氏 名 ④

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第20条第2項の規定により、施工業者の変更について届け出ます。

許 可 番 号	年度 南地水第 号		
施 工 場 所 (申 請 地)	南魚沼市		
変 更 前	施 工 業 者	住 所	
		氏 名 業 者 名	④ (電話番号:)
変 更 後	施 工 業 者	住 所	
		氏 名 業 者 名	④ (電話番号:)
		現場責任者名	

- 備考 1 工事着手前に届け出ること。
2 変更後の施工業者も登録事業者であること。

井戸設置等検査届

年 月 日

（あて先）南魚沼市長

届出者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第22条第2項の規定により、井戸の設置等検査を受けたいので届け出ます。

1 井戸の設置等をする土地の所在地	南魚沼市 (行政区：)		
2 井戸の設置等をする施設の名称等	<input type="checkbox"/> 住 宅	<input type="checkbox"/> 建物名 ()	
	<input type="checkbox"/> 事業所名 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	
3 施工業者名等 (代理申請者)	住 所		
	業 者 名	㊞	電話番号
	現場責任者		電話番号
4 検査希望日時	年 月 日 (曜日) (原則、火曜日又は木曜日)		
5 許可番号	年度 南地水第 号		

※変更等の記載事項がある場合、以下に記載すること。

6 井戸の構造の変更等 (() 内には許可された構造等を記載すること)			
掘 削 深 度	m ()	ケーシング口径	φ mm ()
吐 出 口 径	φ mm ()	出 力	kw ()
ストレーナー位置	m～ m ()	全 揚 程	m ()
変更の具体的な理由等			

備考 届出者は、施行規則に定める添付書類を確認して届け出ること。

検 査 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分		
掘 削 深 度	m	ケーシング口径	φ mm
ケーシング材質		地 下 水 位	GL- m
揚水機メーカー名		揚 水 機 型 番	
揚水機製造番号		揚 水 機 品 番	
吐 出 口 径	φ mm	定 格 出 力	kw
降雪検知器メーカー名		降 雪 検 知 器 型 番	

井戸設置等検査完了証

検査の結果、 年度南地水第 号で許可した内容と相違ないと認め、検査完了とする。

年 月 日

南魚沼市長 ㊞

様式第10号 (第15条関係)

井戸設置等辞退届

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第25条の規定により、井戸の設置等の辞退について届け出ます。

許可番号	年度	南地水第	号
許可の内容	<input type="checkbox"/> 設置許可	<input type="checkbox"/> 変更許可	<input type="checkbox"/> 洗浄改修許可
施工業者名			
辞退の理由		

備考 許可証及び表示板を返却すること。

様式第11号 (第16条関係)

井戸の承継届

年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

届出者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

南魚沼市地下水の採取に関する条例第26条第3項の規定により、井戸の承継について届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	年度 南地水第 号
設置場所	南魚沼市
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 建物名 () <input type="checkbox"/> 事業所名 () <input type="checkbox"/> その他 ()
旧所有者	(行政区:) 住 所
	氏 名 電話番号
新所有者	(行政区:) 住 所
	氏 名 電話番号
変更年月日	年 月 日
変更理由	<input type="checkbox"/> 売 買 <input type="checkbox"/> 相 続
	<input type="checkbox"/> その他 ()

- 様式第1号 (第2条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第2号 (第7条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第3号 (第8条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第4号 (第9条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第5号 (第10条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第6号 (第11条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第7号 (第11条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第8号 (第13条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第9号 (第14条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第10号 (第15条関係)
(平30規則8・一部改正)
- 様式第11号 (第16条関係)
(平30規則8・一部改正)